# 2 弁護人のマスコミ対応 一広島女児殺害事件を題材に一

武井康年

## I 事実経過

1 弁護人の発言と反響

2005年12月1日、広島県海田警察署前において午後8時頃から「女児殺害事件」の弁護人2名によって、1時間余りにわたって取材陣にコメントが発せられた。

この事件は被害者が小学1年生であり、またその遺体がダンボール箱に入れられ住宅地に放置されていたこと、逮捕された被疑者がペルー人であったことなどから社会の注目を集めマスコミによる取材が過熱していた。このような状況のもとで接見を終えたばかりの警察署前での弁護人のコメントは、その日の深夜のテレビニュースをはじめ、各マスコミにより全国的に報道された。この日の弁護人のコメント内容は、本人の発言を直接的に伝えるものであり、かつ詳細にわたっていたこと、さらには否認から一転殺害を認めるものであり、かつまた「悪魔が自分の中に入ってきた」と言う刺激的なものであったこともあり、各地の弁護士から、守秘義務に反しているのではないかなど懸念の声もあがり、広島弁護士会に対しても申入書や書簡が届くに至った。

### 2 事案の推移

2005年

- 11月22日 広島市において小学1年生女児の遺体がダンボール箱に入れられ住宅街空地 に放置されているのが発見される
- 11月30日 (未明)ペルー人被疑者逮捕

午後6時 広島弁護士会より委員会派遣として当番弁護士2名被疑者と接見

午後8時 弁護人2名 (海田警察署前) マスコミ取材

・否認していること・アリバイを主張していること

12月1日

午後8時頃 弁護人 (警察署前) マスコミ取材

- ・殺害を自供していること ・反省していること ・悪魔が自分の中に入ってきたことなど、詳細なコメントを発表
- その後 連日午後6時から約1時間ないし2時間警察署において接見した後、マスコミ取材に応じる
  - わいせつ目的ではないこと
  - ・殺害場所が被疑者居宅でないこと
  - 偽造パスポートを買ったことなど
- 12月5日 佐藤太勝弁護士ほか5名から広島弁護士会宛申入書
- 12月6日 関弁護士(東京)から広島弁護士会刑事弁護センター委員会宛書簡
- 12月6日 弁護団より司法記者クラブ宛要望書

- 12月7日 広島弁護士会会長より上記に対する回答書
- 12月13日 勾留理由開示 殺意否認 被害者両親に対する謝罪
- 12月21日 殺人、死体遺棄、強制わいせつ致死罪で起訴

# Ⅱ 議論状況

- 1 本件弁護人のマスコミ発表に対する懸念の表明
- 12月5日、佐藤太勝(札幌)山口健一、森下弘(大阪)桜井光政(第2東京)岡慎一(埼玉)木下信行(東京)各弁護士連名による広島弁護士会宛「申入書」が送付され、
- ① 事件の流動性を考慮しない発表ではないか
- ②公判で責任能力を争う場合障害となる
- ③反省していることを早い時期にマスコミに伝えても有利な情状とならない
- ④マスコミによる裁判を容認することとなる
- ⑤外国人であることから本人の真摯な同意があったか疑問
- ⑥ 警察発表の前に、殺害場所、方法、偽名の使用などを発表することは秘密接見交通権の趣旨から疑問である。

と6項目にわたる懸念が表明された。また、12月6日には関聡介弁護士(東京)から上記申入書と同様の懸念を表明する書簡が広島弁護士会刑事弁護センター委員会宛に届いた。

2 弁護団からの釈明

12月7日、弁護人はこれら申入れ書などに対し回答書を作成した。その主な内容は以下のとおりである。

- ①守秘義務違反ではないかとの点については、被疑者本人に十分確認し発表して欲しいと の内容のみを発表している。ただし、本人が望んでも弁護人の判断で発表していない事 項もある。
- ②被疑者とは連日2時間程度の接見を行っており、十分理解している。通訳事件であることも配慮し慎重に行っている。
- ③捜査官のリークそのものに問題があるが、これを前提に考えると、一方的に自白報道がな されるより、反省とセットのコメントを発表することの方が被疑者に有利と判断した。
- ④捜査機関からの一方的発表により報道がなされることを防止し、被疑者の反論権を保障 するためにも弁護人による発表は必要である。
- ⑤接見メモに確定日付をとるなどしているが、これのみでは取調べの可視化として 十分 でないと考えている。
- ⑥裁判員制度を睨んで、予断排除のためにも弁護人が積極的に語ることが必要。
- (7) 月雨的な取材攻勢を避けられ、弁護活動の自由性が確保できた。
- ⑧のような趣旨で連日の会見を行うのかの趣旨説明の記者会見を12月6日行っている。
- ⑨弁護人の報道取材への対応方法についてのスタンダードが確立されることを期待している。

## Ⅲ 本件情報提供による影響

### 1 報道経過の概要

新聞各紙のこの事件に関する報道を概観すると、報道経過一覧のとおりである。

### 2 検討

前記のとおりの理論的問題点はひとまずおいて、本件弁護人がマスコミに積極的に情報 を提供したことによる影響を整理してみる。

### (1) 供述の変遷

逮捕当日(11月30日)の接見で、否認していることだけでなく、具体的なアリバイ内容、遺体の入っていたダンボール箱と同型のダンボール箱について、家庭ゴミをいれてごみ置き場に捨てたなど発表し(12月1日、弁護人談話として新聞掲載)、翌日12月1日の接見後には、殺害を自供していること 反省していること 悪魔が自分の中に入ってきたことなど、詳細なコメントを発表(12月1日テレビニュースで弁護人のコメント状況放映、12月2日新聞掲載)、さらには、偽名およびパスポート問題について「親につけてもらった名前を否定されて残念」「偽造パスポートではない」と弁護人を通じて発表していたが、時日を経ずして偽名であること、偽造パスポートを購入したことなどを発表するに至った。

これら本人の主張をその都度、弁護人がマスコミに対し発表し、これが変遷していったため、「供述二転三転矛盾も次々」(12月10日読売)「自分正当化に懸命」(同日産経)「供述迷走反省なし」(12月22日読売)との見出しに見られるように、一般社会には、被疑者は次々とばれる嘘をついて言い逃れをしていると受け取られてしまったと思われる。

他方、殺意、動機、わいせつ目的、殺害場所の点については、本件弁護人が指摘するとおり供述の変遷は見られなかったと思われる。もちろん、供述調書による確認はとれていないが、少なくとも、12月10日から16日にかけての新聞の見出しでは「殺意は依然否定」となっており、また、起訴を報道する新聞でも「殺害動機なお不明」「動機には迫れず」(12月22日中国など)と見出しをつけ、また記事の中でも、地検次席の「わいせつ目的ということは本人も認めている」との談話とともに弁護人の「殺意やわいせつ目的は否定し、室内に入れていないとも一貫して話している」とのコメントを掲載している。

本件弁護人は、これらの部分についての供述の変遷が避けられたのは、弁護人が接見内容 を積極的にマスコミに提供しつづけたことが本人の支えとなったと述べている。

#### (2) 謝罪意思の社会への伝達

逮捕日の否認から一転殺害を認めた当日の弁護人のマスコミ発表では、両親や社会に対する謝罪を述べたいと言っているとの本人の話が発表された。

本件弁護人によれば、捜査機関から、殺害を認めていることだけが発表されるより、謝罪とセットの方が本人の利益となると判断したとの報告がある。これに対しては、この時期に両親はもちろん社会も謝罪を受け入れるはずもなく、なんら本人の利益にならないと批判されている。

この点については、直後の新聞紙面上で、弁護人の談話の内容が詳しく紹介された中に

謝罪しているとの記述も見られるものの、見出しなどで取り上げられることもなく、その後の供述の変遷からも、社会に受け入れられて本人に対する社会的見方を有利にさせる効果はなかったと思われる。このことは、その後の「心からの謝罪なく」(12月21日朝日)「供述迷走反省なし」(12月22日読売)などの見出しからも明らかであろう。

## (3)「悪魔が自分の中に入ってきた」との発言の公表

前述の殺害を認め、謝罪の意思を表明した弁護人発表においては、標記の本人のコメントが合わせて公表された。これは、殺害は認めるものの殺意の否認の主張と捉えられるものであったが、「悪魔」という刺激的な言葉であったことから、発表当時も識者などによりその意味についての解説がおこなわれたりした。

この発表は、その後「悪魔のせいにしないで」(12月21日日経)「第2の悪魔が…」(12月22日読売)「悪魔に裁きを」(12月23日日経)「本物の悪魔」(12月23日読売)と見出しに使用されるなど、本人の悪性を象徴する言葉として使用されることともなった。

他方、「『悪魔が入ってきた』などと不可解な発言を繰り返していることから、情状鑑定と併せて、精神鑑定の請求も検討している」(12月22日中国)と報道されるなど、殺意・動機などに争いのある事件であることを一定程度社会に認識させることとなった。

### (4) 問題提起

本件弁護人らが、異例とも思われるほど積極的にマスコミ対応を行った結果、12月6日の弁護人による、司法記者クラブに対する「ご理解のお願い」の記者会見も各マスコミの注目を浴び、紙面上も大きく取り上げられた(12月7日朝日、読売など)。また、「語る弁護人 報道に一石」(12月10日中国)「節度と使命どう両立 報道のあり方検証」(12月13日中国)など、特集も組まれたことは問題提起としては十分な役割を果たしたものと考えられる。

# (5) 捜査情報取得

本件弁護人は、弁護人らが接見内容を積極的にマスコミ発表したため、マスコミも弁護人からの反論を期待して、捜査関係者などから入手した情報の提供がなされた(報道されていない情報を含む)と述べている。事件継続中であるため、弁護人もこれら情報を具体的に開示していないが、新聞記者から聴取したところでは有り得る話であるとのことであった。

また、本件では弁護人が連日詳細なコメントを発表したため、捜査側としても対抗上、 通常事件よりは多くの情報提供をマスコミに行ったとの弁護人の分析もある。

被疑者居室で発見された毛髪が女児のDNAと一致した(12月9日各紙一斉に報道)、被疑者居室から女児の血痕が見つかっていたことがわかった(12月21日読売)などの捜査情報が提供されたのは、弁護人の連日にわたる「殺害場所は室内ではない」とのコメントに影響されたものとも考えられる。

さらに、本件弁護人らの連日のマスコミ発表に対し、広島県警のある幹部は「容疑者は 殺害方法など肝心なことを話していない。公表で自供したかのように見えるがそうではな い。弁護士の売名行為で迷惑だ」、元最高検検事の土本武司白鳳大学教授は「虚偽の自供が いったん世に出ると、容疑者は心理的に、その自供を覆しにくくなる。捜査官の追及にまた嘘をつく可能性が増す」「甚だしい捜査妨害だ」と述べている(12月20日毎日)。

これらコメントから見ると、本件弁護人のマスコミ対応が捜査をしにくくさせているの は確かなようである。

### IV 問題点の抽出

本件弁護人のマスコミへのコメントにつき表明された疑問、これに対する弁護団の回答書およびこれまで議論されているところから抽出される問題点はおおよそ以下のとおりである。

- 1 積極的にマスコミに発言することの危険性
- (1) 守秘義務に反する危険性

弁護人がマスコミに対し積極的に発言を行った場合、開示した情報が守秘義務の対象となるものであるにもかかわらず、そうでないと判断して開示の承諾を得ずに行ってしまう 危険性がある。また被疑者等の承諾を得ていた場合にも、後にそういうつもりで承諾した のではないと承諾の存否について争いになる危険性もある。

## (2) 最善努力義務に反する危険性

弁護士は被疑者および被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利および利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める(弁護士職務基本規程 46 条)義務があるが、マスコミに情報を開示することについては下記のような危険性があり、最善努力義務を尽くせないこととなる場合がある。

#### ①判断を誤る危険性

逮捕直後の情報が十分に得られていない状況にあることや事件そのものがいまだ流動 的状態にあるなかで、その時点時点での判断をせざるを得ないことから、後の時点(公 判など)において結果的に判断を誤っていたこととなる危険性がある。

### ②弁護人の意図と異なる報道がなされる危険性

現状の事件報道は多くの場合、その中心は警察情報にその基礎を置き、事件に関する情報もほとんど捜査機関に握られている。このため、弁護人が一定の意図を持って公表した事実も、そのうち一部だけが取り上げられ捜査側の情報の補強に使用されてしまう場合もある。あるいはワイドショー的な報道にかかれば社会の耳目を集める部分だけが一人歩きさせられてしまうこともある。本件で言えば「悪魔が自分の中に入ってきた」などのコメントがその好例である。

### (3) マスコミによる裁判を容認する危険性

捜査側、弁護人側からそれぞれの言い分がマスコミに対し発表されることによって、公判前において、事実上マスコミによる裁判がなされてしまうことになる危険性がある。このようなことが起こることとなると、刑事被告人の公平な裁判所による裁判を受ける権利(憲法 37条)が奪われてしまうことにもなりかねない。

## (4) マスコミの取材攻勢にさらされる危険性(他の事件への影響も)

ある事件において、弁護人が積極的にコメントを行うと、コメントを出すことが適当でない他の事件においても、報道記者の取材構成が激しくなることが考えられる。これは、 当該弁護人に対する後日の影響と言うだけではなく、他の弁護士一般にも「あの弁護士は喋ってくれるのになぜあなたは取材に協力的でないのか」とのいわれなき非難が大きくなる可能性もある。

2 積極的にマスコミに対応することのメリット

### (1) 予断を抱かせることの回避

これは、季刊刑事弁護 31 号「事件報道の現状と刑事弁護の課題」座談会の中で元裁判官下村幸雄弁護士「報道による影響はキャリア裁判官も国民も本質的には変わりがない。 9 9 8 と言う我が国の有罪率の異常な高さは過剰な犯罪報道のせいではないかと考えたくなることもある」と発言されていることからも、職業的訓練を受けていない裁判員にあっては、より一層予断を抱きやすいであろうことからの要請と考えられる。

## (2) 被疑者・被告人の反論権の保証

捜査機関から一方的に捜査機関に都合のよい情報がながされ、これがマスコミにより報道されることに対し反論したいと考える被疑者・被告人に反論の機会を与えることができる。

前記季刊刑事弁護の座談会において、木村哲也弁護士(大阪弁護士会、和歌山カレー事件 弁護人)も「被疑者・被告人にマスコミ対応の可否を決定する能力があるのか、安易に被疑 者等の了解だけでマスコミに喋っていいのかという慎重論があるのは確かであるが、マス コミと接触できるのは弁護人だけであるから、本人がマスコミに言いたいことがあると考 えた場合に、頭からそれを否定することはおかしい。」と述べている。

#### (3) 適正手続に反する違法な捜査活動の抑止と可視化

接見した弁護人により取調べ状況など逐一報告されることとなれば、捜査機関もこれを 意識し、無理な取調べを躊躇することとなろう。またこの結果捜査の可視化が一定程度実現 できる。<sup>1</sup>

#### (4) 捜査側の手の内の探索

弁護人が詳細なコメントを発表することにより、取材記者は捜査担当者に対しこの裏づけを取るべく取材攻勢をかける結果、通常であれば明かさないであろう捜査情報を明かさざるを得なくなる傾向となろう。

#### (5) 五月雨的な取材攻勢の回避

これまで社会的注目を集めるような事件の弁護を担当した弁護士はおよそ例外なく、夜 討ち朝駆けに及ぶ記者からの接触に閉口した経験を有する。このため、弁護団あるいはバックアップする弁護士会が定期的に記者会見を行い、それ以外の取材の自粛を求めることも行われてきているが、これだけで過熱した取材合戦の沈静化をもたらすことは困難である。本件では、連日の警察署前でのコメント発表により、五月雨的な取材攻勢を避けられ、他

の日常業務への障害はほとんどなかったとの報告である。

## V 検討

## 1 守秘義務

(1) 弁護士職務基本規程 23 条「弁護士は、正当な理由なく、依頼者について職務上知り 得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない」と規定しており、弁護人のマスコミに対 する発表はこの条項に違反してはならない。

弁護人が、接見において被疑者から明かされた内容は、接見時に取得していることから「職務上知り得た」ものであり、また、そのほとんどがここに言う「秘密」と考えてよいと思われるので、弁護士は「正当な理由なく」この秘密を他に漏らしてはならない。<sup>2</sup>

ただし、この条項は弁護士職務基本規程第3章「依頼者との関係における規律」に規定されているものであり、依頼者に対する義務と考えられるので、守秘義務は依頼者の同意により解除される。 $^3$ 

もっとも、接見内容のマスコミへの発表は、その後の捜査、公判への影響が重大であること、コメントの報道のされ方が必ずしも被疑者、弁護人が意図した方向でなされるとは限らないことなど考えると、弁護人の誠実義務・最善努力義務からの問題点も考慮し、被疑者からの同意は、公表が社会に与える影響、あるいは社会の捉え方、その後の取調べや公判に与える影響など十分に協議された上での同意である必要があろう。

- (2)次に守秘義務との関係で、問題となりうるのが、本人の承諾はないが、23条の「正 当な理由あり」として弁護人の判断でマスコミに公表できるかという問題である。
  - ・身代わり犯の場合
  - ・違法捜査がなされている状況(本人はマスコミに取り上げられることによって自分の 名前がマスコミに載るかもしれないことを懸念し承諾をしない場合など)
  - ・公共の危険に関する場合

などが問題となるが、これら問題については『刑事弁護ハンドブック』などで詳細に論じられているのでここでは詳論しない。

特に問題となるのは、本人の承諾はないが、弁護人が本人の利益となると判断したことに ついて公表することが許されるかである。

守秘義務に関する弁護士職務基本規程の条項(23条)と弁護士倫理の条項(20条)では、文言に差はないが、弁護士倫理の注釈においては、「報道機関などの取材に応じて受任事件につき依頼者の秘密を開示するのは、依頼者の承諾がある場合に限る。但し、依頼者の名誉や利益を守るための意図にでた言動は、あらかじめ依頼者からの承諾を受けていたものと推定されることが多いであろう。」と述べられている。4

ただ、これらの問題が捜査開始当初の取材が過熱した時点で発生した場合には、その後の事態の進展が特に流動的であることや、意図と異なる報道がされやすいことを考えれば「正当な理由」の判断はより慎重にならざるを得ないであろう。

(3) 本件でまず問題視されたのはこの守秘義務に反しているのではないかとの点である。すなわち、依頼者の同意があったのかどうか、仮に同意がなされたとしても、それはどの程度のものであったのかということである。

本件弁護人のコメントは詳細にわたり、かつ接見後の警察署の前での会見であったことから、その日に接見で被疑者が述べたことをそのまま吟味無しにマスコミに対し提供しているように見えた。このため懸念を表明した多くの人たちに上記のような疑問が湧いたのである。

この点について、本件弁護人は被疑者からの同意を取っているにとどまらず、自分の話した内容をマスコミに言ってくれという積極的な要望があったと述べている。また、外国人被疑者であることから意思疎通に障害があり、真摯な同意があったかどうかの疑問に対しても、通訳を通じで慎重に確認しているとしている。

この点についての検証はおよそ部外者には不可能であり、弁護人が述べるところを真実 として考察を続けるべきであろう。

#### 2 最善努力義務

(1) つぎに、本人が公表に同意しており、守秘義務の観点からは問題がないと考えられる事項を、弁護人がマスコミに公表することについて、最善努力義務の観点から、なお発表に問題があるとされる場合があるかどうかが問題となる。

本人が発表を望んでいるが、弁護人の判断からは公表すべきでないと考えられる事項はあり得る。本件弁護人も、被疑者との接見後、接見室前の廊下において弁護人間で協議を行い、本人が公表を望んでいる事項であっても弁護人の判断で公表をしなかった事項があると述べている。

弁護士の誠実義務(規程5条)最善努力義務(同46条)から導かれる弁護人の後見的機能からすれば、被疑者・被告人が公表を望む事項であっても、弁護人がその専門的知識、経験から公表の当否、時期について被疑者等と異なる判断を持った場合には、弁護人の考えを伝え、説得することが必要とされると言うべきである。

(2)本件弁護人が、被疑者逮捕翌日の記者会見で、一転殺害を認め謝罪意思の表明とともに「悪魔が自分の中に入ってきた」と被疑者が話していることを伝えたことは仮に本人の承諾があったとしても公表されるべきではないとの指摘がなされている。

この指摘は、①弁護人が後見的機能を十分に果たさず、すなわち、被疑者に対して日本の刑事手続やマスコミ報道の実情や発表した場合の後の事態に与える影響が十分に説明されていなかったのではないか、そのため被疑者の承諾があったとしても、形式的承諾にとどまり守秘義務が解除される根拠となる承諾とはいえないものであったのではないか。②仮に承諾を得て守秘義務が解除されていたとしても、社会的影響やその後の捜査、公判を考えた場合には、弁護人のこのような発言は到底被疑者の利益になるとは考えられず、弁護人の判断の誤りであるとの二つの指摘を含むものと考えられる。

(3) ①の点について、一般論としては、このような時期における謝罪意思の表明は社

会がまともに受け入れてくれるとは思えないし、特に殺害を認めたといっても、「悪魔が自分の中に入ってきた」というような殺意そのものの否認とも取れるような言葉とセットで公表された場合には、より一層の社会的反感を買うのではないかとも考えられる。弁護人がこのようなことを被疑者に説明していれば被疑者からの同意はなかったであろうことから十分な説明がなされていないのではないかとの推測もあながち的外れともいえない。

しかしながら、本件弁護人は十分に説明・協議を行い、その結果本人の承諾(公表の希望)があったと釈明している。個別事件における事情をすべて把握できていない部外者から、一般論的推測を基礎に守秘義務違反の存在を指摘することは困難であろう。

②の点については、守秘義務違反を指摘するものではなく、弁護人の判断の誤りを指摘するものであって、弁護士職務基本規程からは最善努力義務(46条)違反を問題とするものである。

この問題においては、上述の一般論がより直接的に判断基準として考慮されてよいと思われる。したがって、本件弁護人が公表を是とした判断は誤りであった可能性が高いと言わざるを得ない。

(4)ここで問題となるのは、本件弁護人は、この事実の公表について被疑者が強く公表を望んだとしている点である。

一般論に置き換えるならば、弁護人が公表を不適当と考え、被疑者等を説得したにもか かわらず被疑者が説得に応じないであくまで公表を望んだときに弁護人はこれを無視し得 るかという問題がある。

被疑者等の自己決定権を重視する立場からは最終的には被疑者の要望に従うこととなろう。他方、被疑者の自己決定権に優先する後見的機能を認める立場、あるいは弁護戦略的な事項には被疑者の自己決定権は及ばず、これは専門家である弁護人の専権事項であるとする立場からは、被疑者等の要望がある場合にでも弁護人の判断で公表を控えるという場合もありうることとなる。5

筆者は、弁護人の後見的機能はあくまで粘り強く説得を試みることに止まり、被疑者等の自己決定権は、たとえ戦略的な事項であっても、戦略を含めた説明をなされた上での自己決定であれば、その自己決定は尊重されなければならないと考えるので、説得にもかかわらず被疑者等が公表を望めば、これに従わざるを得ないと考える。

弁護士倫理が廃され、弁護士職務基本規定が制定された際、「弁護士は、委任の趣旨に関する依頼者の意思を尊重して職務を行うものとする」(規程22条)が新設されたことからも、現在、依頼者の意思の尊重(自己決定権)はより重視されるべきこととなったと言えよう。

(5) もっとも本件弁護人は、本人が公表を望んだことでも弁護人の判断で公表しなかった事実もあると述べており、自己決定権に優先する後見的機能を認める立場にあると考えられる。そうすると本件弁護人が前記事実を公表したことの判断の是非がやはり問題とならざるを得ない。

ここで問題となるのは、仮にこの弁護人の判断が誤りであったと認定できるとしても弁護過誤あるいは最善努力義務違反というべきかどうかであるが、この判断にあたっては、「弁護人の最善努力義務はその時点時点での最善と考えられる方策を取ったことにより尽くされたと考えるべきであって、仮にこれが結果として判断を誤っていたこととなることがあったとしても最善努力義務を怠ったと評価されるべきではない」ということに留意する必要がある。

### 3 予断排除とマスコミによる裁判

捜査機関による捜査情報の公表については、ふるくから、有罪視(悪人視)報道がなされる結果予断が発生し、憲法37条1項の公平な裁判所による裁判を受ける権利を侵害するものであり、刑事訴訟法256条6項(予断排除原則)317条(証拠裁判主義)に違反するものであり許されないと主張され<sup>6</sup>、また刑事訴訟法47条(訴訟書類の公開禁止)に触れるのではないかとの指摘もなされてきた<sup>7</sup>。

しかしながら、捜査情報は公共性の高い事実であり、国民の知る権利に資するものとして<sup>8</sup>、捜査機関の裁量により捜査本部発表、捜査担当者談話、あるいは捜査側リークとしてマスコミに提供されつづけている。刑法 230 条の 2 (名誉毀損に関する免責規定) 2 項では、「公訴提起前の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」と定めており、この規定も上記見解を補強するものである。

本件では、起訴時の広島地検次席検事による「わいせつ目的ということは本人も認めている」との談話が新聞報道 (12 月 22 日中国など) されているが、これは警察による発表やリークに比べ、はるかに社会に予断を与えるものと言えよう。

なお、最近では、検察官による公判前整理手続決定前における。検察官の意見書に、起訴状にかかれていない動機に関する記述がなされていたことに対し、裁判官が予断を持ったとして裁判官に対する忌避の申立がなされた事案が報道されている<sup>9</sup>。

この問題についての議論はともかくとして、現実には犯罪報道、特に被疑者逮捕の事実や、 被疑者の供述状況などは、捜査機関によりかなり詳細に情報提供がなされ、これが報道さ れ社会に流布されるという現状にある。

このような現状を前提とする限り、犯罪報道を捜査機関からの一方的発表にのみ依拠させておくことは、公判開始前に社会の中に被疑者は有罪であり、極悪非道の人物であるとの予断を蔓延させることとなる。

他方、これを避けるために弁護人が被疑者の反論を公表しようとする場合、社会内に予断を生じさせない有効な反論であろうとするためには、いきおい詳細な事項についてまで反論をせざるを得ないという事態も考えられる。この結果、本来公判廷において争われるべき事実が、公判開始前にマスコミによって事実認定がされてしまうという危険性がある。

これまでは、このようの危険に巻き込まれることを嫌い、また刑事弁護人の本来の職場は公判廷にあるとの理解から、警察発表に頼る報道によって、被疑者・被告人に対する有罪視あるいは悪人視が社会に醸成されることにつき、一般論として問題提起はしつつも、所

詮報道はそのようなものである、弁護人は公判において被疑者・被告人の言い分を主張しそ の権利を擁護することに全力を傾注しようとの傾向にあったのではなかろうか。

しかし、捜査段階の弁護人の活動は公判準備がその主たるものであるという公判中心主義も見直される時期に来ていると考えられる。また、裁判員制度が開始された後は、社会内に醸成される予断は、職業的裁判官に予断が抱かれることに比べ、はるかに深刻な事態を惹起すると言うべきである。

また、本件事件において、新聞各紙の紙面を概観したところ、全国紙の取扱に比べ地元紙である中国新聞では弁護側主張事実も比較的公平に取り扱っている傾向にある。そしてその結果、仮に地元紙だけを読んだ読者と他紙のみを読んだ読者があるとすれば、前者の方が予断を抱く可能性は少ないのではないかと考えられる。

このことからすれば、本件弁護人の積極的なマスコミ対応は社会が予断を抱くあるいは 裁判員が予断を抱くことの防止効果については一定程度効果があったと言うべきではなか ろうか。

これらのことからすれば、裁判員制度の開始を目前に控えている現在、公判前における 弁護人の予断排除のための発言により積極的な意味を認めるべきであろう。<sup>10</sup>

### 4 マスコミ攻勢への対応

前述のとおり、弁護人が積極的にマスコミに対応し発言した場合には、より取材攻勢が 強まることも考えられる。一方、本件弁護人は過熱的取材が避けられ当該事件の弁護活動 に限らず、弁護士の携わっている他の事件への影響も避けられたと述べている。

本件弁護人の報告によれば、当番弁護士として逮捕当日に出動後、連日勾留場所である警察署において午後6時から接見を行い、接見後警察署前において囲み取材に応ずることを日課としていたとのことである。また囲み取材に応ずる時間も1時間くらいとかなり長時間に及んでいたこと、定期的に取材できるとの安心感がマスコミに与えられていたことから、この時間帯以外の取材攻勢に遭わずにすんだものと思われる。

## VI まとめ

#### 1 積極的対応の増加

現在、刑事弁護人の事件取材を行おうとするマスコミへの対応は、その現象的側面からは、 大きく三つの立場に分かれていると考えられる。

ひとつは、犯罪報道におけるマスコミの姿勢に対する批判ないしは懐疑的立場からマスコミに対しては黙秘を貫くということを基本的姿勢とするもの。このような立場の弁護士は、なるべく弁護人であることも開示しないようにしてマスコミからの攻勢を逃れようとする傾向がある。ひとつはマスコミの報道に利用価値を認め積極的にこれを利用しようとするもの。本件弁護人はこのグループに属すると考えられる。さらには事件によってこれを使い分けるという立場である。

マスコミの刑事事件に関する報道については、多くの場合捜査機関からの公式の発表も

しくは捜査担当者への夜討ち、朝駆けによる取材、あるいは捜査担当者のリークにその情報源を置いている。

近時、かかる捜査側から流される情報のみに頼る捜査報道に対する反省から弁護人からのコメントを得ようとする取材も盛んになってきている。このため、弁護人に対する取材 攻勢が増している現状にある。特に社会が注目するような事件の弁護人に就任した場合に は、他の業務に差し支えるほどの取材攻勢を受けることもある。

また弁護人の側からも、このようなマスコミの傾向を利用し、またマスコミにコメントを発することのメリットを再評価して積極的に取材に応じるというケースが増加している。

#### 2 裁判員制度を前にして

前述のとおり、事件報道についての取材に積極的に応ずることについては、さまざまな 危険性が存在していることは事実であり、これらの危険性を避ける意味においても、また 刑事弁護人の果たす役割の主要な舞台は公判廷にあるとの考えから、公判廷外における弁 護活動(特にマスコミを積極的に利用した弁護活動)については消極的態度をとる弁護士 が大勢を占めていたように思われる。

しかしながら、本件弁護人が問題提起しているとおり、裁判員制度が始まれば、職業的 訓練を受けていない一般市民が刑事被告人に対する評決を下すこととなる。そして職業的 裁判官ですらマスコミ報道による予断形成から逃れられないとすれば、一般市民において はなおさらと言わざるを得ない。

裁判員制度を目前に控えた現在においては、弁護活動の主戦場は公判廷にあり、捜査段階で捜査機関から流される報道を横目に見ながら「公判で真実を発見させればよい」と超然としてはいられないのではなかろうか。

## 3 実践的基準の必要性

弁護人が積極的な公判廷外活動の一環としてマスコミに積極的に対応することが望まれるとしても、これまでマスコミと長い年月をかけて渡り合ってきた捜査機関と違い、弁護士には、前述のような危険性を避けながら有効な公判廷外弁護活動としてのマスコミ対応に関するノウハウの蓄積があるとは言えない。

もちろん、刑事事件を専門とする個別弁護士の中には、このようなノウハウを蓄積し持ち合わせている弁護士も存在するが、これが刑事弁護士一般に知れ渡っているわけではない

大阪弁護士会「刑弁情報 NO. 8」44ページに、開示の可否の判断基準、開示の時期、開示のための準備、開示後の処理についての検討結果が要約されており、参考となる。これは基準が若干抽象的であり、より具体的事例ごとの考察もなされる必要があろう。また、12年前の到達結果であり、予断排除の観点も裁判官への影響のみを考えており、現時点にあっては裁判員制度を睨んだ「予断排除」の観点からの考察も必要であろう。さらには、可否の判断基準として「被疑者・被告人およびその親族の意思に反する開示は許されない」としている点については、「親族の同意」まで必須のものとするのかも検討の必要があるし、

弁護人の後見的機能から開示に向けた積極的説得の必要性の観点からの考察も必要であろ う。

本件弁護人が「回答書」において挙げる、マスコミへの積極的な情報開示が「捜査の可視 化」につながるとの主張は、これまでのところ、その成果は判然としていないし、その論 拠についても疑問のあるところであるが、少なくとも「弁護人の報道取材への対応方法につ いてのスタンダードが確立されることを期待している」とのメッセージは刑事弁護に携わ る弁護士ならびに刑事司法制度を考える研究者が等しく共有していかなければならないも のであろう。<sup>11</sup>

1 本件弁護人は、積極的なマスコミへの情報提供は捜査の可視化のためでもあると主張し、12 月 20 日付毎日新聞も「捜査妨害か可視化か」との見出しをつけている。本件弁護人は、密室 で行われている取調べ状況が、被疑者本人の口から弁護人に伝えられ、弁護人がこれを逐一マ スコミに情報提供することで取調べ状況が白日の下にさらされる、これをもって取調べ状況の 可視化と呼んでいるものと思われる。しかしながら、取調べ状況を逐一マスコミに報告するこ とはおよそ不可能であるし、被疑者がそのすべてについて承諾を与えるとも思えない。取調べに 違法があった場合には、そのことだけを弁護人から抗議し、またマスコミに発表することにより、 違法捜査を避ける手段とし得るのであるから、逐一詳細に被疑者の供述内容をマスコミに公表 する根拠として可視化の議論をなすことには無理があるであろう。もっとも、本件弁護人が主 張するように、弁護人がかなり詳細に公表を行っているという事実は、取調室における違法な あるいは無理な取調べがなされることを抑制する効果はもつと考えられる。したがって、弁護 人によるマスコミの利用が、取調べの可視化と同様に違法捜査の抑制のための一方法となりう ると言うべきである。

2 自白調書が存在していること、被疑者の視力など被疑者に不利な事項を被疑者の承諾を得る ことなくマスコミに公表。除名(1996年6月13日自由と正義1996年8月号)

被告人の第三者宛手紙のコピーを被告人に無断でマスコミ関係者に交付 戒告(2001年12 月28日自由と正義2002年3月号)

- 3 守秘義務によって保護されるのは依頼者の秘密保持の権利だけではなく、弁護士の秘密を保 持する姿勢に対する社会一般の信頼を保護法益とする立場から、依頼者の同意があってもそれ だけでは守秘義務が解除されず、依頼者の同意は「正当な理由」を判断する上での重要な要素 になるに過ぎないとの見解も考えられるが、前記のとおり、この条項が依頼者との関係を規律 する第3章に規定されていること、また、社会一般の信頼も依頼者の同意があった場合にまで 弁護士に口を閉ざすことまでも要求しているものとは考えられないことから、ここでは依頼者 の同意により守秘義務が解除されることを前提に論を進めることとする。
- 4 注釈弁護士倫理補訂版91頁(日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編1996年有斐閣) 5 この立場からは弁護士職務基本規程 22 条の「依頼者の意思の尊重」は「委任の趣旨に関す る」ものに限られ、弁護戦略的な事項は「委任の趣旨」に含まれないことと解することになる が、依頼者が弁護戦略上の事項についても特に委任の内容とした場合にはどう解することにな るのであろうか。
- 6 季刊刑事弁護 31 号 123 頁「事件報道と刑事弁護」渕野貴夫(静岡大学)
- 7 日弁連刑事弁護センター「当番弁護士とマスコミへの対応に関する意見交換会」1993 年 3 月 26 日
- 8 東京高判 S 59.6.28 判時 1121 号 26 頁 判タ 528 号 85 頁 東京高判H12.10.25 判時 1753 号 50 頁 判夕 1046 号 296 頁

9 共同通信2月8日21時56分 公判前整理で忌避申し立て「裁判官に予断」と弁護側

裁判員制度を前に昨年施行された公判前整理手続きを名古屋地裁が初適用した放火事件で、 検察側が適用決定前に、起訴状に書かれていない動機などを意見書で記し、弁護側が「裁判官 に有罪の予断を与えた」と反発、裁判官の忌避を申し立てていることが8日、分かった。名古 屋地、高裁は申し立てを退けたが、弁護側は同日、「憲法37条の公平な裁判を受ける権利に反 する」として最高裁に特別抗告した。日本弁護士連合会は「公判前整理手続きでの忌避申し立 ては初めて」と指摘。予断排除の原則をめぐり、論議を呼ぶ可能性がありそうだ。

- 10ABA Model Rules 3.6 (TRIAL PUBLICTY)は、情報の公開につき、(a) 項で、判決手続を著しく損なう可能性のある事項の裁判外での公表を禁止し、(c) 項では、報道によりもたらされる可能性のある不利益から依頼者を守るための公表は許される、としている。
- 11 カリフォルニア州の法曹業務規則では弁護人の公表可能な発言内容を「事件の争点や主張および反対主張」「関係者の氏名」「証拠収集のための協力要請」など、具体的詳細に定めている。「弁護人のメディアへの意見表明はどうあるべきか」(ウィリアム・B・クリアリー)季刊刑事弁護 31 号 129 頁